

公共用地境界確定協議依頼書

平成 年 月 日

千早赤阪村長 様

(依頼者)

住 所

氏 名

TEL

(実印)

■下記の協議地と公共用地（ 敷）との境界が不明ですから協議を依頼します。

□下記の協議地について、公共用地（ 敷）境界確定（謄本・抄本）の発行を依頼します。

既確定 昭和 年 月 日付、 平成 年 月 日付、 第 号

記

協 議 地	大阪府南河内郡千早赤阪村大字
	(旧地名、地番)
協議地の目的	
	(連絡先) 住 所 氏 名 (担当者) 電 話 - -
当協議地はほかの官公庁に境界確定の申請書を提出	<input type="checkbox"/> しています。 提出先 <input type="checkbox"/> していません。 ()
当該申請地は	<input type="checkbox"/> 市町村道 の認定が <input type="checkbox"/> あります。 <input type="checkbox"/> ありません。 印

(様式第1号) (裏面)

添付書類

1. 新規依頼

- | | |
|--------------------------------|---|
| (1) 委任状 | ①協議地所有者に代わり依頼を行う場合
②依頼者に代わり事務を代行する場合 |
| (2) 印鑑登録証明書 | 依頼者が個人の場合 |
| (3) 印鑑証明書 | 依頼者が法人の場合 |
| (4) 資格証明書又は登記事項
証明書、商業登記簿謄本 | 依頼者が法人の場合 |
| (5) 土地調書 | 協議地、対側地及び相隣地 |
| (6) 法務局備付け地籍図
(公図)の写し | |
| (7) 土地登記簿謄本
又は全部事項証明書 | ①協議地の謄本
②対側地及び隣接地が公共用地の場合はその謄本
③対側地及び相隣地については、土地調書でも可 |
| (8) 位置図 | 協議地付近の地図 |
| (9) 現況実測図
(有資格者が測量) | ①平面図は縮尺250分の1以上
②横断面図は縮尺100分の1以上 |
| (10) その他、村長が
必要と認める書類 | ①住民票(戸籍附票)の写し ⑤土地沿革調書
②戸籍謄本(抄本)の写し ⑥地籍図の合成参考図
③遺産分割協議書の写し ⑦地籍測量図の写し
④相続関係説明図 ⑧土地所在図の写し 等 |

2. 謄本(抄本)の発行依頼

- | | |
|--------------------------------|--|
| (1) 委任状 | ①協議地所有者に代わり依頼を行う場合
②依頼者に代わり事務を代行する場合 |
| (2) 印鑑登録証明書 | 依頼者が個人の場合 |
| (3) 印鑑証明書 | 依頼者が法人の場合 |
| (4) 資格証明書又は登記事項
証明書、商業登記簿謄本 | 依頼者が法人の場合 |
| (5) 法務局備付け地籍図
(公図)の写し | |
| (6) 土地登記簿謄本
又は全部事項証明書 | 協議地の謄本 |
| (7) その他、村長が
必要と認める書類 | ①住民票(戸籍付票)の写し ⑤土地沿革調書
②戸籍謄本(抄本)の写し ⑥地籍測量図の写し
③遺産分割協議書の写し ⑦土地所在図の写し 等
④相続関係説明図 |

【注1】個人のプライバシーに関する書類については、原則として原本を還付します。

(例) 戸籍謄本(抄本)、遺産分割協議書 等

【注2】法務局等で閲覧した書類や任意に作成された書類については、調査場所、調査年月日、調査者氏名、押印及び作成年月日等を記入願います。

【注3】印鑑証明書等の添付書類は、3ヶ月以内のものを添付願います。

【注4】立会日より6ヶ月以上経過しても協議が不調である場合には、書類はお返しすることがあります。なお、返戻通知書は連絡日より3ヶ月以上受取りがない場合には、再度連絡の上廃棄処分とします。

委任状

私儀.....

受任者
使用印

をもって下記の権限を委任します。

記

1. 協議地の所在
2. 上記協議地に係る公共用地（ 敷）境界確定に関する委任の範囲は次のとおりです。
 - (1) 依頼に要する図書及び資料の作成並びに提出に関すること。
 - (2) 現況実測平面図の作成、境界確定図の作成者としての現地立会。
 - (3) 境界確定図の作成に関すること。
 - (4) 境界確定通知書の受領に至るまでの事務。

平成 年 月 日

依頼者

住所

氏名

(実印)